総務財務委員会

6月定例会付託議案審査

部改正を行う。主な改正 伴い、本市の税条例の一 の一部改正について 議第17号 三原市税条例 地方税法の一部改正に

期限の延長等である。 金等特別税額控除の適用 除額の見直し、住宅借入 点はふるさと寄附金の控

の変更について 土地の確認及び字の区域 議第72号 公有水面の埋立てに 新たに生じた

> に編入する。 認し、隣接する字の区域 たに生じた土地として確 よって生じた土地を、 新

る。 議第73号 自立促進計画に追加す 設の解体等を、 設及び設備の改修や、 促進計画の変更について 過疎地域にある各種施 過疎地域自立 過疎地域

可能となる。 対策事業債の財源確保が この計画変更で、 過疎

条例制定について 議第2号 三原市職員の 給与の臨時特例に関する

万円程度の削減額とな は1億4400万円程 200万円程度、一般職 月31日まで、 25年7月1日から26年3 条例制定で、特別職は 給与減額措置を実施する 支給措置を踏まえ、平成 ため条例を定める。この 国家公務員の給与減額 合計で1億4600 本市職員の

る。

か。 しろにされているが、 への意見表明をしている 財政自主権をないが 玉

討がされる。 り、来年度以降は国との 会等において主張してお 協議の場が設けられ、 検

る。 措置があるのか。 きには、国から何らかの は5・6%の減額率であ 率を求めているが、本市 減額率に差が出たと 国は7・8%の減額

ŧ, おり、 が課せられるものでは 率の判断は地方に任せて ことを求めている。減額 数を100%に近づける 国から何らかの措置 減額率に差が出て

原案どおり可決した。 提案理由を了とし

議するため、体制を整備

6月定例会付託議案審查

全国の知事会、 市 長 議

, j 国はラスパイレス指

決の結果、 全員

も・子育て会議条例制定 について 第74号 三原市子ど

置に関し、必要な事項を 子ども・子育て会議の設 れたことに伴い、本市の を制定するもの。 定めるため、新たに条例 育て支援法が一部施行さ 4月1日に、子ども・子 議第74号は、平成25年

えて、 設の利用定員の設定、5 関し必要な事項及び当該 計画」等への子育て当事 子ども・子育て支援事業 年を一期とする「三原市 議は、地域の実情を踏ま 施策の実施状況を調査審 合的かつ計画的な推進に 者等の意見の反映や、本 て支援に関する施策の総 市における子ども・子育 この子ども・子育て会 特定教育・保育施

の委員の構成は。

量の見込み、それに対

して予定している。 保育所の保育士、保護者 教諭、PTAの代表者、 の代表等を会議の委員と

の委員の地域性は。 子ども・子育て会議

ば配慮し、市内全域で構 成したい。 地域が重なるようであれ 公募等で委員の選出

セスは。 護事業計画」策定のプロ 一番 「子ども・子育て支

会議で示される基本方針 ととなるが、 に基づいて進めていくこ 国の子ども・子育て まず地域の

するもの。 子ども・子育て会議 子育て中の保護者、 私立の小・中学校 に対する意向調査等を行 することとなる。また、 する確保の方法等を検討 0 ニーズ調査や、 い、その後、保育や教育

は。 くく 援事業計画」の位置づけ 「子ども・子育て支

協議を行いながら進めて

策定にあたっては、県と

であり、2年度からの5年 画」の後継計画となるもの 間の計画である。 成支援行動計画 後期計 ある「三原市次世代育 26年度が最終年次で

原案どおり可決した。 提案理由を了とし 決の結果、 全員



既存施設

生活経済委員会

もの。 例の一部改正について 名称及び所在地を定める 化場の老朽化に伴い、新 処理施設である三原市浄 処理施設設置及び管理条 たに整備中の処理施設の し尿及び浄化槽汚泥の 三原市廃棄物

降になるが、業者選定 ており、工事は次年度以 壊しと跡地利用について。 ていく。また跡地利用に 設計委託料が予算化され ついては、これまで色々 入札方式を取り入れ 本年度、解体工事の 現在の浄化場の取り

5%で、

100団体が活

動をしている。

点では決定していない 広大な土地であり、 後も検討を進めていく。 が、有効利用について今 検討してきたが、非常に 現時

果、全員一致で可決した。 議第76号は、 採決の結

ついて 三原市の自主防災組織に |原市の組織率は、45・平成25年6月末現在、

もっと自主防災組織の必 分たちで守る」という、 自助」「共助」の考え |自分たちのまちは自 未組織の地域で

自主防災組織の防災訓練 の防災機関は総力 るところで多数の 援を要望した。 も、さらなる市の支 してもらうために 機運を高め、活動を 要性を感じ、 災害が起き、公共 大災害が発生す 同時にいた 設立

は困難となる。 ての地域に対応すること

できる。 あい、組織的に行動すれ る。隣近所の人と協力し かえって危険な場合もあ がバラバラに動いても個 人の力には限界があり、 そのようなとき、各自 より大きな力が発揮

ある。 りない。 活動も、 災部などを設け、組織化 会・自治会組織の中に防 の活動であることに変わ まりも、 し活動するのが現実的で 地域のコミュニティ 住民のみなさん 防災のための集 既にある町内

支援は次のとおり。 立までと、設立後の活動 市の自主防災組織の設

設立支援

する助成 ②防災資機材の整備に対 説明、設立までの手続き 支援を行う ①出前講座の実施 災害に対する備え等の

(活動支援

②防災資機材の追加整備 に対する助成 ①防災訓練の支援・助 成

今回の改正によって

をおこなうが、全 をあげて応急対策

市委員

理施設設置及び管理条例 び三原市漁業集落排水処 の一部改正について 食共同調理場設置条例及 6月定例会付託議案審查 三原市学校給

の。 係条例の整備を行うも て、 処理施設の位置につい 及び三原市漁業集落排水 表示が変更されたため関 したことに伴い、住所の 三原市東部共同調理場 住居表示事業を実施

道改良工事に伴って市道

道 路、 正について 議第78号 三原市法定外 占用料徴収条例の一部改 する条例及び三原市道路 河川等の管理に関

めるもの。 を加え、その占用料を定 機能を有する堅固な施設 時的な避難場所としての 電設備及び津波からの一 太陽光発電設備、 整備特別措置法施行令の 占用許可対象物として、 部改正に伴い、 道路法施行令及び道路 風力発 新たに

> 対象になる設備、施設は。 想定される占用料徴収の

パネル等を含む発電・売 ている。 る避難タワー 用者が津波から一時的に 避難が可能な機能を有す ついては、住民や道路利 電施設。津波避難施設に ・等を想定し

所は。 設備、 施設の設置場

は歩行者等の安全かつ円 地面に接する車道以外の ないような道路区域内の したい。 るところに設置の許可を 定の幅員が確保されてい 滑な通行ができるよう一 道路部分、歩道において 道路の交通に支障が

太陽光発電における

りて 議第79号 査会条例の一部改正につ 組織機構改革により、 三原市建築審

議第80号 止について及び議第81号 整備を行うもの。 担当課を建築指導課へ移 三原市建築審査会庶務の 市道路線の認定について 西宮二丁目において市 市道路線の廃 関係条例の

致、 原案どおり可決した。 市道として認定するもの。 存の路線を廃止し、新たな の形態を変更したため、既 提案理由を了とし 決の結果、全員



西宮二丁目で新たに認定された市道